

平成 23 年 7 月 吉日

日耳鼻東京都地方部会会員各位

日耳鼻東京都地方部会長 荒牧 元
東京都地方部会選挙管理委員長 田中 美郷

平成 23・24 年度代議員予定者選出についてのお知らせ

平成 22 年度第 112 回日耳鼻通常総会において、日耳鼻学会は一般社団法人への移行と代議員制導入に関して、定款（案）、定款施行細則（案）、代議員選挙規則・細則（案）を提示し承認されました。

代議員に関する変更点の主なものは、

- 1) 代議員はおおむね正会員 40 名から 1 名の割合で都道府県ごとに選出される。
- 2) 最終決定機関は、今までの総会から代議員により構成される社員総会に移行する。
代議員予定者の選出は、日耳鼻学会正会員の中から、地方部会を置く 47 都道府県の区域に分けて選挙によって行う。

[選挙権および被選挙権]

1. 選挙人は、平成 23 年 1 月に開催された理事会において承認された正会員（理事を除き名誉会員を含む）。
2. 被選挙人は、理事を含む前項の会員であり、平成 23 年 4 月 1 日に 70 歳未満であることを要する。
3. 被選挙人および選挙人の所属地方部会別は、平成 23 年 1 月 10 日現在の当該所属会員の住所によって定める。

*** 東京都地方部会はすでに選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、7 月の地方部会学術講演会のプログラムに同封いたしますが、代議員予定者選出が終了するまで大切に保管願います。**

[選挙管理委員会]

東京都地方部会は選挙管理委員会を組織し、代議員予定者選出に備え準備中である。

[立候補の届け出]

立候補をしようとする者は、当該所属委員長が定める期限までに文書により、当該所属委員長に立候補届けを提出しなければならない。なお、立候補の文書には

- 1) 立候補の意思が明示されていること。
- 2) 立候補を特定できる内容であること。
- 3) その他本選挙に関する規定上の要求が具備されていることが必要です。

***立候補届け出用紙は立候補者各自で用意してください。**

***立候補届け出の締め切りは平成 23 年 7 月 28 日（木） 地方部会事務局必着とします。**

[立候補の辞退]

候補者であることを辞退する場合は、当該所属委員会が定める日までに到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届けを委員長に提出しなければならない。

[東京都地方部会の代議員予定者数と選挙]

定款により、東京都地方部会の代議員予定者数は 44 名である。

候補者数が 44 名を越えない場合は投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、候補者数が定員を超えず、欠員を生じた場合は補充をしない。

候補者数が定員を越えた場合は選挙を行うことになる。この場合、選挙日は 9 月末頃になる予定である。

***代議員予定者選出についての主な内容を東京都地方部会のホームページに掲載する。**

***東京都地方部会の平成 23 年度評議員名は 6 月末日まで日本耳鼻咽喉科学会に提出してあります。今後は代議員予定者が選出され、代議員会が発足するとともに、現在の評議員の地位は自動的に失うことを了承していただきたい。**